

大阪府青少年健全育成条例の改正（案）に対する府民意見等と府の考え方について

募集期間：令和5年12月27日（水）～令和6年1月25日（木）

募集方法：電子申請、郵送、ファクシミリ、来課

募集結果：3名から5件（うち、意見の公表を望まないもの1件）

1 性的な姿態をとらせる行為に係る保護対象年齢の引き上げ等について

番号	ご意見等の概要	大阪府の考え方
1-1	<p>条例改正に伴い、小・中・高・大学で、不同意性交についての教育や啓発に積極的に取り組むべき。保護者や教育関係者などを巻き込んで、今回の条例改正を未成年者に正しく伝えることで、抑止効果が期待できるのではないのでしょうか。特に、私立学校での教育や啓発が遅れている。私学無償化をするなら、公立教育機関並みに取り組んで欲しい。知事や教育長や教育庁は真剣に検討してほしい。</p>	<p>今般の大阪府青少年健全育成条例の改正については、青少年を取り巻く新たな社会環境に対応し、青少年の健全な育成を図ることを目的としており、条例の改正内容を府民に周知してまいります。</p>
1-2	<p>「不同意わいせつ」及び「不同意性交等」の成立要件の明確化・具体化並びに罪名改称に伴う有害図書類の指定要件の改正等【規定整備】の部分について、法運用上で条例の単語を刑法に合わせて済む問題ではない。</p> <p>一. 不同意猥褻罪、不同意性交等罪の目的と、有害図書類指定の目的の不一致</p> <p>刑法第176条と第177条は個人法益の為に存在し、有害図書指定制度は社会法益の為に制定されている為、個別に解決しなければならない問題の原因を図書類の問題に擦り替えて粗雑な解決を図っている印象が拭えません。</p> <p>二. 子供の権利条約に反する</p> <p>そもそもとして不同意猥褻罪、不同意性交等罪の刑法改正は、権利制限を受ける未成年の意見を聞いている様子が伺えない不誠実な改正です。子供の権利条約第12条、子供が意見を表明する権利が蔑ろにされています。性的同意年齢が13歳から、16歳に引き上げられた際（5歳差要件は存在する物の）、個人差のある二次性徴を迎える年齢であるにも関わらず、画一的に年齢で大人が一方的に子供に対して「あなたたちには判断能力が無いから大人が勝手にあなたたちの権利を制限している」事を積極的に発信していません。青少年の為の条例であるなら、大阪府はその事をきちんと青少年当事者に届く様に誠実に発信すべきだと思います。子供の権利条約第13条、知る権利にも反しています。不同意猥褻、不同意性交の問題は、青少年は社会生活を営む中で、どこかで性別問わず必ず触れる事になります。何が同意で、何が不同意かの教育を行っているならともかく、日本の性教育は「はどめ規定」と呼ばれる暗黙の制限で、性的行為と性暴力の教育については不十分である事が指摘され続けています。性に関する事に付きまとう話を、知る機会を制限する事で性について思考する能力が育つのでしょうか。性表現には性教育も含まれますし、性暴力について何も知らない事も恐ろしい事です。情報の遮断だけで判断能力は育ちません。成人年齢となって突然、年齢制限のあるメディアに触れる機会が与えられるのではなく、未成年の内から保護者と共に考える機会を構築すべきだと思います。そこに自治体が介入するのは青少年に対するパターンリズムであり、考える機会を奪う言論統制的な行いであると感じます。これは日本で唯一有害図書指定制度の無い、長野県の思想を参考にしています。</p> <p>三. 有害図書指定の効果不明</p> <p>有害図書指定制度は、指定によってどの程度の効果があったのか、大阪府が科学的調査を行っている様子が伺えません。図書類を指定した前後で、青少年に悪影響から守っているのか調査が無いのであれば、ただポーズでやっている様にしか見えません。調</p>	<p>有害図書の指定制度については、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類を有害図書類として指定し、青少年への販売や閲覧等を禁止することにより、青少年の健全な育成に向けた社会環境づくりを推進するものです。現行条例では、「強姦」、「強制わいせつ行為」等を描写しているものを有害図書としておりますが、刑法改正により、今般の刑法第176条（不同意性交等）及び177条（不同意わいせつ）の成立要件の明確化・具体化及び罪名改称されたことに伴い改正するものです。</p>

	<p>査を実施し、効果があるなら発表し、効果が無いなら逐次見直しをしていく方が良いと思います。平成25年（2013年）の183回通常国会で「コンテンツの表現の規制に関する質問主意書」が提出され、児童ポルノ禁止法、東京都健全育成条例の改正、CERO倫理規定の前後で、青少年の性犯罪件数、年齢階層別及び罪種別にデータを求めています。規制によってそれらに効果があったかについては「一概にお答えすることは困難である。」と政府見解が出ています。また日本の警察庁科学警察研究所とアメリカのハワイ大学との共同研究では、性表現との接触機会の多さと、犯罪件数、特に青少年の犯罪件数には関連がないか減少傾向があるという研究結果も発表しています。有害図書が青少年に悪影響を与える話が思い込みで、実際に効果が無いのに行っているとするならば、大阪府民としては効果や法益が不明瞭、無駄な事に税金を使われたくはありません。</p> <p>四. 性同意教育を行わない上に規制する事の危険性 性表現規制が厳しいカナダ、韓国、スウェーデンで、規制後に犯罪が減った話はいくら調べても全く出てきません。逆に性犯罪被害報告や同性愛や女性文学まで連鎖的に規制され、産業が壊滅的な打撃を受け、性犯罪が増えた話すら上がっています。規制が性犯罪被害者の口を封じる物として機能し、パターナリズムが台頭する本末転倒な事を起こしている悪例です。海外には No Means No Worldwide (NMNW) という性同意教育を行う活動があり、ケニアのナイロビで6年間で性犯罪件数を半減させた実績があります。食事をした、セクシーな服を着た、夜道を歩いただけで同意と看做されていた事が改善された減少効果ですが、このような同意の認知が起こる事は日本でもあり得る話です。効果が見えない規制より、犯罪件数を減らした性同意教育の方が重要なのは明白だと思います。性同意教育を行っていないのに、民間の性表現も制限してしまえば学習機会損失を起こすと考えます。</p> <p>五. 男女共同参画に反する 「イラストレーター白書 2019」「漫画家実態調査アンケート 2021 年版」では画業で暮らす7割が女性です。女性向け男性向け問わず成人向けコンテンツが発達している日本は世界でも類を見ない程女性が活躍しています。60年代の女性誌は男性が制作に携わり、性の情報はタブー視されていました。性交、性暴力どころか、恋愛、キス、生理に関わる話すらタブー視されていた程です。漫画業界で性表現が発達したのは女性が社会進出して活躍した結果です。しかし有害図書は未だ出版社の委縮を招く効果を生んでいます。●●著『■■■』は生理の話にも関わらず、有害図書指定を避ける為に連載中止に至った事もあります。性表現を委縮させる事は、性に関わる知識を知って自身の身体の事を自身で決めるリプロダクティブライツにも反します。もし不同意性交に関わる事を委縮させてしまえばと考えれば、恐ろしい事です。また女性が多く活躍する分野に制限をかければ、自動的に女性の社会進出を妨げる物にもなりかねません。そして近年実際に有害図書指定は現在、女性作家に厳しく当たる物として機能しています。以上の事から、不同意猥褻、不同意性交等を有害図書指定要件にして、青少年を守る効果があると思えないです。個人の実体験や歴史的事実すら委縮させる可能性があり、中途半端に入れるくらいなら無い方が良いと思います。</p>	
1-3	<p>条例第44条第1項第6号、7号の改正の範囲の拡大と年齢及び努力義務という表現がわかりにくいので、もっと府民がわかる表現、文字にしてほしい。</p>	<p>現行の条例第44条第1項第6号は、刑法における性交同意年齢が13歳未満であることを踏まえ、「13歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為」の写真等を保護者及び事業者が製造、販売しないよう努</p>

		<p>力義務を規定していません。そのため、13歳未満の青少年については、たとえ同意の意思を示していたとしても、前記の姿態を取らせる行為の写真を製造等しないよう規定し、保護対象としています。</p> <p>今般の刑法改正で、性交同意年齢が13歳未満から16歳未満に引き上げられたことを踏まえ、条例を改正し、第44条第1項第6号における対象を13歳未満から16歳未満に引き上げるものです。</p>
--	--	--

2. その他（今回改正する箇所以外のご意見）

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
2	<p>条例を改正しただけでは、大阪府内の状況に変化が期待できないのではないか。大阪府下には、売春容認地区が存在するので、2025年関西万博までには、警察と連携して、遊郭を一掃し、望まない性交（金銭によるものも含む）への対策を強化して欲しい。</p>	<p>大阪府青少年健全育成条例については、青少年を取り巻く新たな社会環境に対応し、青少年の健全な育成を図ることを目的としており、条例の趣旨を大阪府警察本部等と連携して府民に周知してまいります。</p>